

熊本県介護サービス事業者の業務管理体制の届出に関する要領

第1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 業務管理体制の届出

法第115条の32第2項及び施行規則第140条の40第1項の規定により事業者が知事に届出を行う場合は、第1号様式により行うものとする。

第3 届出事項の変更の届出

法第115条の32第3項及び施行規則第140条の40第2項の規定により事業者が知事に届出事項の変更届出を行う場合は、第2号様式により行うものとする。

第4 区分の変更の届出

法第115条の32第4項及び施行規則第140条の40第3項の規定により事業者が知事に区分の変更届出を行う場合は、第1号様式により行うものとする。

第5 届出の提出先

各届出の提出先は、熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課とする。

第6 関係機関への情報提供

知事は、第2から第4までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、政令指定都市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

第7 実施細目

この要領に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年6月23日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。